

令和8年度 町税の納期限・口座振替のご案内

問合せ 税務課 徴収担当 ☎991-1835

令和8年度の町税の納期限は次のとおりです。納期限内に納付をお願いします。

納期限・ 口座振替日	町県民税 (普通徴収)	固定 資産税	軽自動車税	国民健康 保険税 (普通徴収)
6月1日(月)		1期	全期	
6月30日(火)	1期			
7月31日(金)		2期		1期
8月31日(月)	2期			2期
9月30日(水)				3期
11月2日(月)	3期			4期
11月30日(月)				5期
12月25日(金)		3期		6期
令和9年 2月1日(月)	4期			7期
3月1日(月)		4期		8期

町税の納付には便利な口座振替をご利用ください!

町税を納期限の日に指定された口座から引き落とします。納め忘れがなくなり大変便利です。

▶口座振替ができる税目

町県民税(普通徴収) / 固定資産税 / 軽自動車税 / 国民健康保険税(普通徴収)

※税目ごとに口座振替が可能です。

▶口座振替ができる金融機関

埼玉りそな銀行 / 武蔵野銀行 / 栃木銀行 / 城北信用金庫 / さいかつ農業協同組合 / ゆうちょ銀行 / みずほ銀行 / 三井住友銀行 / りそな銀行 / 足利銀行 / 埼玉縣信用金庫 / 足立成和信用金庫

▶申請場所

□座振替を希望する金融機関

▶口座振替申込に必要な書類

- ①口座振替依頼書(税務課又は町内にある金融機関に備えてあります)
- ②印かん(金融機関に届けているもの)
- ③預貯金通帳
- ④納税通知書等(振替する税目の通知書番号がわかるもの)

△注意事項

- ・口座振替のお申込期限は、納期限の2か月前となります。
- ・納期限の前日までに預貯金口座残高をご確認ください。
- ・口座振替は、現年度課税分のみとなります。詳しくは税務課へお問い合わせください。

3月1日(日)～7日(土) 春の全国火災予防運動

問合せ 吉川松伏消防組合消防本部予防課 ☎048-982-3919

空気が乾燥し、風の強い日が多くあり、火災が発生しやすくなっています。

消防署では、2025年度全国統一防火標語「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」のもとに、家庭や職場における防火安全対策の徹底など、火災予防を呼びかけています。



住宅防火いのちを守る10つのポイント!

▶4つの習慣

- ①寝たばこは、絶対にしない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

▶6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- ⑤お年寄りや体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

